

【目的】

任意の発信者情報開示請求において、発信者情報開示請求者（以下「請求者」）の誤解や資料の不備等により、いたずらに発信者情報開示プロセスが煩雑となり、問い合わせの往復が増え、開示が遅れたり、不要な訴訟が増えたりすることを防止するとともに、不備のない内容で請求を受けたプロバイダ等の迅速かつ円滑な対応を促す。

【対象】

情報流通プラットフォーム対処法発信者情報開示関係ガイドライン（以下「GL」）の「IV 権利侵害の明白性の判断基準等」に記載する著作権等侵害のうち、典型的に任意での開示が可能な類型

【利用方法】

大項目にチェックが入るよう、中小項目にて確認し、チェック結果を発信者情報開示請求書に同封する。

項番	大	中	小	チェックポイント	解説	逐条、GL該当箇所
I	☐	☐	☐	特定電気通信による権利侵害である。	Webページ、電子掲示板、ビデオストリーム、P2P型ファイル交換等による1対多の電気通信により流通する情報による権利侵害である。	逐条p3～4、注1
	☐	☐	☐	電子メール等1対1通信による権利侵害ではない	經由プロバイダとの通信は特定電気通信の一部	逐条p4
	☐	☐	☐	詐欺の被害ではなく、詐欺の出品者の連絡先情報の開示請求ではない。	詐欺の被害と情報流通との間には相当因果関係が通常認められない。出品者の連絡先情報は発信者情報ではない。（弁護士会照会等によるのが適当）	逐条p1、GL注15
	☐	☐	☐	リンク先の情報による権利侵害ではない。	いわゆる間接侵害類型については権利侵害の明白性の判断が困難なため、本チェックシートによる任意開示対象とはしない。	
II	☐	☐	☐	請求の相手方は以下のいずれかである：		
II-1	☐	☐	☐	Webページのホスティング事業者、電子掲示板の管理者、映像や音声のホスティング／ストリーム事業者		
II-2	☐	☐	☐	II-1の通信のアップロードまたはP2P型ファイル交換に利用されたいわゆる「經由プロバイダ」	NTTドコモ最高裁判決（最判平22・4・8）により確定している。	GL II-1、注1、注3
III	☐	☐	☐	請求者は、以下のいずれかである。		
III-1	☐	☐	☐	権利侵害の被害者本人または保護者である。	本人確認資料を添付する。法定代理人である保護者の場合は、住民票等法定代理関係を証する書面も添付する。	GL II-1、III-2(2) 書式①注1
	☐	☐	☐	権利侵害の被害者が企業である場合、顧問弁護士、法務担当部署または権利管理担当部署から請求する（またはチェックを受けた。）	現場からの要請は、情報不足になりがちなので、組織的に対応するのが望ましい。	
	☐	☐	☐	権利信託を受けた著作権等管理事業者である。	権利行使できる本人である。	GL II-1、注2
III-2	☐	☐	☐	権利侵害の被害者の代理人である。		GL II-1、
	☐	☐	☐	代理権を確認する書類（情報）を添付した。	弁護士の場合、委任状の添付は不要	GL II-1、III-2(4)
	☐	☐	☐	弁護士法違反となる代理行為ではない。	弁護士法72条により何らかの報酬を得る目的での法律事務を業とする（反復継続して行う意思がある）ことは非弁行為として禁止されている。出版社やライセンサーなどは、権利侵害の被害者で無く、代理権がない場合権利行使ができないが、権利者との取引の一環としての代理行為は非弁行為とされるおそれがある。	
	☐	☐	☐	権利信託を受けていないが、著作権等管理事業者であり、委任契約範囲内の行為である。		GL注2
	☐	☐	☐	児童・生徒の通学する学校またはその教員ではない。	代理行為は禁じられていないが、保護者との利益相反が有りうる。	
IV	☐	☐	☐	各権利侵害情報の所在を最小単位で特定した。		書式①特定電気通信設備 書式①掲載された情報
	☐	☐	☐	個々の記事やファイル等の個別のURLにて指定する等して侵害情報（箇所）を特定した。	電子掲示板の発言等では、掲示板のURLだけではなく、スレッド、発言番号等を特定する。ブログのコメント欄等も同様。ビデオストリームでは、映像自体またはカタログページのURLを指定する。	書式①掲載された情報
	☐	☐	☐	Webページ、電子掲示板全体のURLのみでは特定していない。		
V	☐	☐	☐	権利侵害情報に関するWebページのホスティング事業者、電子掲示板の管理者等からアップロード時のIPアドレスとタイムスタンプの開示を受けた	經由プロバイダに対する発信者情報開示請求の場合	GL III-4(1)(b)
	☐	☐	☐	IPアドレス、タイムスタンプの入手経路、一次開示にいたった判断経緯（仮処分決定等）を添付した。	IPアドレス、タイムスタンプの正確性を確認する資料が必要。	GL III-4(1)(b)
VI	☐	☐	☐	P2P型ファイル交換ソフトによる権利侵害の発信者を特定した。		GL III-4(2)
	☐	☐	☐	個々の発信者のIPアドレス、タイムスタンプを特定した証拠を添付した。	個々のIPアドレス、タイムスタンプを特定するにいたった画面のスクリーンショット等を添付発信者の特定に使用した信頼できるツールの出力結果またはその説明が必要	GL III-4(3)
	☐	☐	☐	IPアドレス、タイムスタンプを特定した方法の信頼性（単なる中継者で無いことを含む）に関する技術資料を添付した。	IPアドレス、タイムスタンプの特定方法の信頼性（単なる中継者で無いことを含む）を確認する資料（信頼すべき技術情報がウェブ上に公開されている場合はそのURL）が必要。	GL III-4(2)、注6
VII	☐	☐	☐	権利侵害が明白である。		GL IV-1、書式①権利が明らかに侵害されたとする理由
	☐	☐	☐	請求者が著作権等の権利者である証拠を添付した	本人と著作権との関係を証する証拠（書籍の奥付のコピー等）を提出する。事案によるが、信頼性確認団体による確認書の提出で足りる場合がある。	GL IV-3(1) 注13
	☐	☐	☐	請求者は、従業員の職務著作の著作権者である企業である。	従業員の名称のみが著作者として表示されている場合には、それが職務著作である証拠が必要。	
	☐	☐	☐	著作権等が保護期間内であり、発信者に権利許諾していない。		GL IV-3(3)
	☐	☐	☐	著作物の全部または一部の丸写し（またはそれを自認している。）であり、引用（その他権利制限される利用）では無いことを確認した。		GL IV-3(2)、(4) 注14
	☐	☐	☐	権利侵害態様の証拠書類を添付した		書式①証拠、同注6
	☐	☐	☐	著作権等を侵害したとされるオリジナルの著作物の全部または判断するのに十分なコピーを添付した。	ネット上で容易に確認できる場合には割愛できる。事案によるが、信頼性確認団体による確認書の提出で足りる場合がある。	GL IV-3(4) 注13

